

- 1－（１） 計画の基本的方向性
- 1－（２） 計画期間
- 1－（３） 計画の位置づけ（子ども計画との整合性）
2. 第三次計画の検証（R5年度末実績）
3. 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組
4. 児童相談所の強化等に向けた取組
5. 一時保護機能の強化に向けた取組
6. 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
7. 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
8. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
9. 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組
10. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
11. 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）
12. 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
13. 母子生活支援施設の活用について
14. 障がい児入所施設における支援
15. 社会的養育を担う分野にまたがる取組み（人材確保・育成）
16. 社会的養育を担う分野にまたがる取組み（その他の社会的養護施設）
17. 府内の社会的養育推進計画（大阪市、堺市、豊中市）
18. 当事者である子どもの意見について

1-(1) 計画の基本的方向性

これまで、大阪府では、第三次計画に基づき、実父母や親族等を養育者とする環境を最優先として、家庭での養育が困難または適当でない場合は、里親家庭等による「家庭における養育環境と同様の養育環境」による養育を推進するとともに、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の取組みを進め、施設による「できる限り良好な家庭的環境」を整備してきました。本計画においてもその基本的方向性が変わるものではなく、令和4年改正児童福祉法等の内容も踏まえ、一層の取組推進が求められているものです。

そこで、大阪府では第4次計画の策定にあたり、以下の第3次計画の理念を引き継ぐこととします。

「あらゆる子どもが権利の主体として尊重され、社会的養育におけるすべての主体が「子どもの最善の利益」を追求することで、子どもがぬくもりの中で育ち、自立できる社会の実現」

これは、平成28年改正児童福祉法による子どもの権利保障を踏まえ、社会的養育に関わる全ての主体が適切な役割分担のもと、力を合わせて子どもの最善の利益を追求し、子どもの健やかな育ちと自立を目指すことを旨として掲げたものであり、継続的に目指すべき理念です。大阪府は、子どもの権利擁護と次世代育成の観点から、大阪府における社会的養育の実情もふまえつつ、市町村、里親、児童福祉施設、地域の関係機関及び府民と協働し、社会全体で、家庭での養育及び一人ひとりの子どものニーズに応じた支援ができるよう、本計画を策定します。

1-(2) 計画期間

2025（令和7）年度を初年度とし、2029（令和11）年度を目標とする5年間を見据えた計画。

1-(3) 計画の位置づけ(子ども計画との整合性)

子ども・子育て支援法第62条第2項第5号（令和8年4月1日以降は第6号）に基づく都道府県社会的養育推進計画として大阪府子ども計画に包含

【参考】子ども・子育て支援法抜粋

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（中略）

五 保護を要する子どもの養育環境の整備 （後略）

※次世代育成支援対策推進法第9条第1項に規定する都道府県行動計画においても「保護を要する子どもの養育環境の整備」を策定することができるかとされています。

なお、本計画は令和6年度末時点の府所管にかかる計画として策定。政令市及び児童相談所設置市については別途作成をしており、その概要は項目番号17として掲載します。

第9章 都道府県社会的養育推進計画

2 第三次計画の検証(R5年度末実績)

大阪府における取組み状況（主な内容）

①市町村の子ども家庭支援体制の構築

《内容》

妊娠期から子育て期にわたるまでの支援のための「子育て世代包括支援センター」や、子ども等に対する必要な支援を担う「市町村子ども家庭総合支援拠点」など、市町村の家庭支援体制の整備に向けた取組みを支援します。

《具体的取組》

- 府内全市町村において、「子育て世代包括支援センター」の設置が完了（令和2年度末）
- 市町村子ども家庭総合支援拠点については、39市町村が設置済み（令和4年度末時点）

《改正児童福祉法関係》

- ・市町村子ども家庭センターの設置（努力義務）
- ・子育て世帯訪問支援事業／児童育成支援拠点事業／親子関係形成支援事業の創設

②一時保護機能の拡充

《内容》

子どもの権利擁護が図られるとともに、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な一時保護ができるよう、緊急保護機能やアセスメント機能の強化に取り組むとともに、一時保護中の環境整備に努めます。

《具体的取組》

- 3か所目の一時保護所の開設（令和5年10月～）

《改正児童福祉法関係》

- ・一時保護所の設備・運営基準の制定（令和6年3月末府令公布予定）
- ・一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入

③「家庭における養育環境と同様の養育環境」と「できるかぎり良好な家庭的環境」の推進

《内容》

子どもが心身ともに健やかに育成されるため、「家庭と同様の養育環境」である里親やファミリーホームでの養育推進に向け、包括的な里親支援体制の構築に取り組むとともに、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を図ります。

《改正児童福祉法関係》

- ・里親支援センターの創設
- ・妊産婦等生活援助事業の創設

④子どもの権利擁護の充実

《内容》

子どもが権利の主体であるという児童福祉法の理念を念頭に、子どもが意見を表明しやすい環境づくりや苦情解決の仕組み構築に取り組めます。

《具体的取組》

- 府内の児童養護施設等への意見表明等支援員の派遣（令和3年度～）

《改正児童福祉法関係》

- ・意見聴取等措置の実施（義務）
- ・権利擁護機関の設置（義務）
- ・意見表明等支援事業（努力義務）

第9章 都道府県社会的養育推進計画

2 第三次計画の検証(R5年度末実績)

大阪府における取組み状況（主な内容）

<代替養育を必要とする子ども数>

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童人口	将来推計	850,478人	826,782人	820,266人	814,741人
	実績	825,339人	810,551人	797,812人	784,255人
	適合率	約97%	約98%	約97%	約96%
要保護児童数	将来推計	1,768人	1,659人	1,655人	1,652人
	実績	1,594人	1,594人	1,616人	1,595人
	適合率	約90%	約96%	約98%	約97%

・第三次計画において推計した数値と、令和元年度から4年度までの実績値を比較すると、適合率は概ね90%以上。

<大阪府における社会的養護の体制整備（種別ごと登録数・里親委託率）>

	令和5年度		令和6年度目標	
	里親登録数	委託児童数	里親登録数	委託児童数
養育・専門里親	232	114	488	283
養子縁組里親	61	12	79	12
親族里親	16	18	8	10
ファミリーホーム	13	40	108	72
合計	322	184	683	377

第9章 都道府県社会的養育推進計画

2 第三次計画の検証(R5年度末実績)

大阪府における取組み状況（主な内容）

里親委託率		0～2歳	3～5歳	6～17歳	全体
目標値	令和11年度末 里親等委託率	64%	44%	38%	42%
	令和6年度末 里親等委託率	47%	28%	24%	26%
実績	令和5年度末時点の里親等委託率	18.6%	18.1%	12.2%	13.7%

- ・A型フォスタリング機関は4機関6か所（子ども家庭センター管内に各1か所）設置、B型フォスタリング機関は22施設を指定。
- ・全子ども家庭センターに家庭移行推進チームを設置。
- ・計画上、年間82家庭の新規登録を目標に掲げていましたが、毎年40件前後で推移。加齢等の理由による登録削除件数も毎年25件前後（うちはぐくみホーム（養育里親）では毎年11件前後）あり、全体として登録数は伸び悩んでいます。
- ・特に、乳幼児の里親委託について、目標値と実績の乖離が大きい状況です。

<大阪府における社会的養護の体制整備（施設）>

目標	令和元年度末時点	令和5年度末実績	令和6年度見込み	
児童養護施設 定員数	1,444	1,371	1,346	
	ユニット箇所数	59	65	83
	グループホーム箇所数	33	40	50
乳児院 定員数	172	160	152	
	ユニット箇所数	9	18	24
	グループホーム箇所数	1	0	2

※グループホーム…地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケア

- ・令和5年度末時点でのユニット箇所数やグループホーム箇所数は、児童養護施設、乳児院ともに、令和元年度に各施設において策定した児童養護施設及び乳児院の「小規模かつ地域分散化、高機能及び多機能化・機能転換に向けた計画」を取りまとめた令和6年度時点の見込み数までは至っていないものの、令和元年度から着実に増加しています。

第9章 都道府県社会的養育推進計画

2 第三次計画の検証(R5年度末実績)

第三次計画目標値と実績の乖離について（伸び悩みの背景）

■里親登録数について

- ・府は単独世帯の割合が相対的に高く、世帯構成が積極的な登録につながりにくい可能性があります。
- ・府における年間家計収入平均額は全国平均を50万円以上下回っています。里親手当等の制度上の支援はあるものの、子どもの養育にかかる経済的負担が、積極的な登録へのハードルとなっている可能性があります。
- ・里親認定にあたっては、子どもの養育環境を準備する観点から、子ども用の個室の確保や、家全体でも一定の面積があるか等を確認しています。府における1住宅当たりの室数や延べ面積は以下の状況で、住宅事情が積極的な登録のハードルとなっている可能性があります。

	単独世帯割合	年間家計収入平均	1住宅当たり居住室数	1住宅当たり延べ面積	持ち家比率
大阪府	41.8%	5,031千円	3.95室	76.98㎡	54.7%
全国	37.9%	5,584千円	4.42室	93.04㎡	61.2%

（出典：R2国勢調査〔単独世帯割合〕/年間家計収入平均〔R元全国家計構造調査〕/ほか項目〔H30住宅・土地統計調査〕）

■社会的養護を必要とする児童の状況

- ・措置開始時点でのアセスメントにおいて、トラウマ起因の行動や症状、愛着障がい等がある状態像の児童が一定割合存在します。
- ・府における社会的養護を必要とする児童については、心理的ケアや医療的ケアが現に必要な児童、さらには被虐待経験やトラウマ関連症状など、将来的にケアの必要性が見込まれる児童も含め、ケアニーズが高い状況にあります。

	身体、発達及び心理ケアニーズの有無	通院介助の必要性の有無	児童精神科医療ケア必要性の有無	身体的、知的障がい、発達障がいの有無
0歳	31.8%	13.6%	4.6%	0%
1～2歳	35.9%	23.1%	1.3%	19.2%
3～5歳	44.9%	7.6%	6.0%	21.6%
6～12歳	77.4%	12.2%	23.7%	48.0%
13～18歳	75.1%	10.8%	23.6%	41.3%
全体	70.0%	11.6%	20.2%	39.8%

（出典：府措置児童の時点調査）

第9章 都道府県社会的養育推進計画

2 第三次計画の検証(R5年度末実績)

第三次計画目標値と実績の乖離について（伸び悩みの背景）

■社会的養護を必要とする児童の状況

	全数	被虐待経験のある人数	被虐待経験の割合	全国平均*
里親	144	76	52.8%	46.0%
ファミリーホーム	47	24	51.1%	56.8%
児童養護施設	1,111	839	75.5%	71.7%
乳児院	84	71	84.5%	50.5%

（出典：府措置児童の時点調査 なお、*はR4児童養護施設入所児童等調査結果）

- ・里親委託した児童のうち、何らかの理由で施設への措置変更に至った児童が毎年一定割合存在します。その割合は、児童養護施設と比較すると、総じて高い状況です。
- ・なお、里親における下記3か年措置変更について、重複はあるものの養育困難（子どものケアへの対応困難、里親家庭内の関係性）、里親による不適切養育等の理由が28件あります。

	措置変更数	里親委託児童数	参考：里親への新規措置数
令和2年度末	17	206	66
令和3年度末	11	203	53
令和4年度末	14	194	44

（出典：府里親委託等実態調査）

（参考）児童養護施設からの措置変更ケース（他の児童福祉施設等への措置変更ケース）

	措置変更数	児童養護施設等入所児童数	割合	参考：施設への新規措置数
令和4年度末	31	1,195	2.5%	288

（出典：福祉行政報告例）

第9章 都道府県社会的養育推進計画

2 第三次計画の検証(R5年度末実績)

第三次計画目標値と実績の乖離について（伸び悩みの背景）

■社会的養護を必要とする児童の状況

- ・また、施設入所や里親委託に際しては保護者同意が必要ですが、里親委託の保護者同意については困難な事例も存在します。
- ・府新規措置児童ニーズ調査において、里親委託が望ましいと判断した数は78人ですが、そのうち里親委託以外の措置となったのは52人でした。
- ・里親委託以外の措置となった理由については、里親委託に関し保護者同意が得られず委託不可となったものが27人、児童の状況にマッチング可能な里親が確保できず委託不可となったものが26人という状況でした（一部重複あり）。

ここまで記載のとおり、大阪府において社会的養護を必要とする子どもは、被虐待経験を有する者が多いほか、愛着障がい、トラウマに起因する行動・症状や家庭環境への拒否等、特別な支援が必要となる状態像の者も多い状況です。特に乳児院における措置状況に着目すると、全国平均と比較して被虐待児の割合が高いのも府の特徴と言えます。

府におけるこれらの子どものケアニーズの実情を踏まえると、乳児院・児童養護施設において養育に高度な専門性を求められることはもちろん、里親に対しても、一定以上の養育スキルがあるか、その獲得が見込まれる等、登録にあたって慎重な判断が必要です。

里親登録については、こうした背景を踏まえ、全子ども家庭センター管内でA・B型フォスタリング機関を整備し、全子ども家庭センターに家庭移行推進チームを配備する等、体制整備を進めてきたにも関わらず、登録数が伸び悩む現状にあります。

また、登録された里親であっても、委託をするにあたっては、子どもの最善の利益の観点から丁寧なマッチングや、委託後支援の必要がある中で、委託率についても計画目標値に届いていません。

※出典補足…「府新規措置児童ニーズ調査」：R4. 9. 1～R5. 8. 31期間に入所措置、里親委託（措置変更含む）した児童の情報を府において調査
「府措置児童の時点調査」：R5. 8. 1時点で入所措置、里親委託を行っている児童の情報を府において調査
「府里親委託等実態調査」：R2. 4. 1～R5. 3. 31期間に里親・ファミリーホームからの措置変更を行った児童の情報を府において調査

3 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

(1) 都道府県社会的養育推進計画策定要領

- ① 市町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組
子ども家庭センターを中心とした市町村の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組を盛り込んだ計画を策定すること。
- ② 市町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組
家庭支援事業を含む地域子ども・子育て支援事業の整備等に向けた都道府県の支援・取組を盛り込んだ計画を策定すること。
- ③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組
児童家庭支援センターの機能強化の計画及び設置に向けた取組（設置時期・設置する地域）を策定すること。

(2) 府の現状と整備・取組方針

(府の現状の主な取組み)

- ① 市町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組
 - ・ 要保護児童対策調整機関調整担当者や市町村児童福祉主管課において指導者としての役割を担う職員等を対象にした研修を実施。
 - ・ 市町村職員の専門性や組織対応力を向上させるため、支援のポイントを解説した研修動画を配信。
 - ・ 受傷の状況を判断するための基本的な医学的知識を習得することを目的とした研修を実施。
 - ・ 政令市も含めた市町村職員及び児童相談所職員と警察の連携強化を目的とした合同研修を実施。
 - ・ 市町村職員がアセスメントや一時保護など多岐にわたる虐待対応のノウハウを体験的に学ぶとともにスキルアップを図れるよう、子ども家庭センターにおいて市町村職員の受け入れ研修を実施。
 - ・ 子ども家庭センターの設置促進に向けた取組として、未設置の自治体等に対して、設置済み市町村の好事例等を会議等において情報提供。また、令和6年度から実施する統括支援員向け実務研修においては、子ども家庭センターを設置予定や設置検討中の市町村職員も受講対象に加えて、研修を実施する予定。
 - ・ 平成17年度に、「大阪府市町村児童家庭相談援助指針」を作成し、市町村児童家庭相談担当者向けに、児童家庭相談対応や要保護児童対策地域協議会の運営等に必要な事項について示しており、児童福祉法改正等に応じて改訂。
 - ・ 平成30年度より、市町村との連携及び市町村のバックアップ機能の強化のために、各子どもセンターに市町村支援担当者（市町村支援コーディネーター）を配置。
- ② 市町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組
 - ・ 子ども子育て支援交付金によって事業を実施する市町村を補助。
- ③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組
 - ・ 府南部を所管するセンター（貝塚子ども家庭センター）の管轄する地域が広大である実情も踏まえて、当該地域に1か所、児童家庭支援センターを設置。

第9章 都道府県社会的養育推進計画

3 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

(整備方針・取組方針)

① 市町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組

＜市町村における子ども家庭センター設置自治体数＞

	現状	令和7年度	令和8年度	令和9年度 (目標)	令和10年度 (目標)	令和11年度 (目標)
設置済自治体数	31 (設置予定5自治体含む)	35	-	43	43	43
設置済自治体数の割合	72.1%	81.4%	-	100%	100%	100%

・子ども家庭センターを設置済みの市町村における取組、工夫や好事例等をヒアリングで把握し、市町村児童福祉主管課や母子保健主管課を対象にした会議で、未設置の自治体に対して好事例を情報提供するなど、設置促進に取り組みます。また、小規模型の子ども家庭センターを設置している市町村を中心に、人材・体制確保に向けた取組を積極的にヒアリングし、小規模市町村においても設置が促進されるよう横展開を図ります。

＜子ども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施状況(令和5年度実績)＞

	実施日程	受講者数・動画視聴回数
要保護児童対策調整機関の調整担当研修事業兼大阪府市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修	11日間23講座	151人
市町村スーパーバイザー研修	3日間6講座	33人
子ども家庭センターにおける市町村職員受入れ研修	概ね1週間程度	51人
警察と児童家庭相談担当者との合同研修	1日間 (同内容を2回実施)	76人
医師による怪我の受傷機転に関する研修	1日間	78人
市町村子ども家庭センター統括支援員実務研修【R6～新規】	1日間	31人(見込み)
市町村児童虐待対応力向上支援事業(動画配信型研修)	初級編6テーマ28本中 級編3テーマ10本	約1000回
精神科医師による児童家庭相談担当者研修(動画配信型研修)	1日間	145回

・市町村子ども家庭センターの統括支援員向けの実務研修も含め、引き続き、市町村の児童虐待対応及び児童家庭相談機能の強化のための研修を実施します。

3 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

(整備方針・取組方針)

<都道府県と市町村の人材交流の実施体制の整備>

- ・児童相談所職員や市町村職員と関係機関との合同研修を引き続き実施するとともに、子ども家庭センターにおいて市町村の母子保健担当者や心理職も含めた職員の受け入れ研修を引き続き実施します。

<市町村こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備>

- ・市町村こども家庭センター設置済み市町村における好事例や取組の工夫等をヒアリング等で把握し、他の市町村への横展開を図ります。
- ・市町村こども家庭センターの統括支援員向けの実務研修において、サポートプラン策定に資する研修内容を検討します。

②市町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組

- ・家庭支援事業を含む子ども・子育て支援事業について、詳細は別紙(第●章▲ページ)のとおりです。
- ・今後、市町村ヒアリング等を通じて、家庭支援事業について実施状況や課題の把握を行い、必要に応じて、社会資源(児童養護施設等)の活用状況や事例紹介等の情報提供をします。その他支援方策について引き続き検討します。
- ・令和6年10月現在、子育て短期支援事業を受託している里親・ファミリーホームはありません。引き続き市町村の実施希望に応じ、随時調整を図ります。

③児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

- ・現在、府所管の1か所の児童養護施設において児童家庭支援センターを設置し、事業を委託しています。
- ・今後、子ども家庭センター所管面積や交通利便性を踏まえ、地域に密着した専門性の高い相談対応等の課題がある場合に、当該地域への設置を検討します。
- ・児童家庭支援センターへの在宅指導委託件数は、これまで年間5件程度で推移してきました。引き続き同等規模を想定しています。

(参考) 令和5年度：6件、令和4年度：6件、令和3年度：5件

※在宅指導措置とは：施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、児童相談所から指導措置を受託して指導を行います。府委託の児童家庭支援センターでは、令和5年度で1件あたり平均4.5カ月間、家庭訪問等により継続的に支援を行っています。

4 児童相談所の強化等に向けた取組

(1) 都道府県社会的養育推進計画策定要領

① 中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、設置に向けた人材確保等をはじめとする中核市・特別区における具体的な懸案・課題等を適切に把握した上で、各都道府県における支援策等の具体的な計画を策定すること。

② 都道府県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組

児童相談所における各都道府県（児童相談所）職員の配置など、こども家庭ソーシャルワーカーをはじめとしたこども家庭福祉人材の確保・育成のための、具体的な計画を策定すること。

(2) 府の現状と整備・取組方針

(府の現状の主な取組み)

- ・児童相談所について、府内中核市7市のうち、豊中市（令和7年4月開設）、東大阪市（令和10年度予定）が設置を予定しており、枚方市が設置に向けた検討を表明しています。
豊中市、東大阪市職員について、府子ども家庭センターにおいて受け入れ研修を実施しています。
豊中市（令和3年度から計42名受け入れ）東大阪市（令和5年度から計6名受け入れ）
- ・府子ども家庭センターの児童福祉司、児童心理司について計画的に増員しています。
令和6年度配置数 児童福祉司301名 児童心理司105名
- ・府においては、児童福祉司は社会福祉職として、児童心理司は心理職として専門職採用を実施。
府の専門職全体の系統的な研修に加え、法定研修、業務に関する座学やロールプレイ研修を実施。
経験豊富な職員の支援による日々のOJTを通じ、援助技術等を獲得できるよう育成。

(整備方針・取組方針)

- ・各中核市の意向を踏まえ、児童相談所が円滑に設置されるよう支援します。
中核市からの派遣研修の受け入れや児童相談所の運営ノウハウの提供
- ・児童相談所の機能強化を図るための児童福祉司等の計画的な増員に取り組みます。
- ・若手職員の一層丁寧な育成体制の確保に努めます。

5 一時保護機能の強化に向けた取組

(1) 都道府県社会的養育推進計画策定要領

令和4年改正児童福祉法を踏まえて国において策定された「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」及び「一時保護ガイドライン」を踏まえ、各都道府県は、一時保護改革に向けた計画を策定すること。

(2) 府の現状と整備・取組方針

(現状の主な取組み)

- ・一時保護施設（一時保護所）は3施設で、入所定員数の合計は136人です。
- ・一時保護専用施設数は3施設。入所定員数の合計は18人（定員合計：男子6人、女子6人、幼児6人）。
委託一時保護については、必要が生じた時点で委託が可能な里親・ファミリーホーム、児童養護施設（府管25施設）、乳児院（府管4施設）に依頼しています。
- ・一時保護所職員に対する研修として、スキルアップ研修やペアレントトレーニング研修等の所内研修の実施、国の一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員研修を受講しています。
スキルアップ研修、ペアレントトレーニング研修等（所内研修）：受講者数延べ77人（R5年度9回実施）
一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員：受講者数延べ2人
- ・令和2年度より、一時保護所における第三者評価を実施。各一時保護所がそれぞれ3年に1回受審し、結果を公表しています。
R2年度：中央子ども家庭センター保護第一課
R3年度：中央子ども家庭センター保護第二課
R5年度：中央子ども家庭センター保護第一課
- ・一時保護所において可能な範囲での私物持ち込みを開始しています。それぞれの子どもの一時保護理由や子どもの状態を総合的に勘案しながら、外出や保護者等との手紙等による通信、面会を実施するほか、必要に応じてICT機器を活用した面会等が実施できる体制を確保しています。

5 一時保護機能の強化に向けた取組

(整備方針・取組方針)

- 一時保護所の定員
一時保護件数は高止まりしており、依然として一時保護委託の割合も高い状況ですが、府内中核市の児童相談所設置の動向も注視しながら、現在の定員を維持する方針です。
- 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保
一時保護専用施設については、国基準の職員配置が低い実情があることを踏まえ、職員の体制強化を実施した場合の経費を補助しています。
課題解消に向けて、国基準の拡充に係る国家要望を実施しつつ、引き続き整備を検討します。
- 一時保護所職員に対する研修
一時保護所職員に対して、主に2, 3年目職員を対象にしたスキルアップ研修や、ペアレントトレーニング研修などの所内研修を引き続き実施するとともに、権利擁護にかかる研修を強化していきます。
また、新基準において、2年に1回以上の受講が義務付けられている一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員研修についても、引き続き受講していきます。
- 一時保護所における第三者評価
第三者評価を各一時保護所で3年に1回継続して実施し、結果を公表します。
- 一時保護施設の設備及び運営に関する基準への対応
 - ・学習支援については、在籍校と連携しタブレットの活用等、児童の状況に応じた学習機会の提供を検討します。
通学可能な児童について通学環境の整備等を含め、在籍校の協力を得ながら支援を検討します。
 - ・経過措置が設けられている居室面積等の設備について、新基準に適合するように順次改修等を検討します。
 - ・所持品等の持ち込みなどについて、引き続き課題整理や今後の対応にかかる検討を進めていきます。

第9章 都道府県社会的養育推進計画

6 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

(1) 都道府県社会的養育推進計画策定要領

保護者のない子ども又は保護者に監護させることが不相当であると認められる子どもであって、里親・ファミリーホームに委託し、又は児童養護施設等に入所させて養育することが必要である者の数（以下「代替養育を必要とする子ども数」という。）を見込むこと。

(2) 府の現状と整備・取組方針

(整備方針・取組方針)

○現行計画と同じ手法により代替養育を必要とする子ども数の見込みを算出します。

- ・過去6年間（平成28年度～令和3年度）の全国児童人口と大阪府児童人口を回帰分析して算出した係数をもとに、国立社会保障・人口問題研究所の全国の児童人口の将来推計（高位推計）から大阪府の児童人口の将来推計を算出（①）
- ・その上で、過去23年間（平成11年度～令和3年度）の大阪府児童人口と大阪府の要保護児童数の回帰分析により算出される係数を算出、上記①の府児童人口の将来推計にかけあわせることで、要保護児童数の見込み数を算出（②）
- ・上記②で算出した見込み数から、児童自立支援施設や児童心理治療施設の措置数見込みを減じます。

<代替養育を必要とする子どもの見込み>

年度	里親等、乳児院、児童養護施設				児童自立支援施設 児童心理治療施設	合計
	0～2歳	3～5歳	6～17歳	合計	6～17歳	
現状	104	193	1,128	1,425	169	1,594
令和7年度	103	190	1,116	1,409	167	1,576
令和8年度	102	189	1,110	1,401	166	1,567
令和9年度	102	188	1,104	1,394	165	1,559
令和10年度	101	188	1,099	1,388	164	1,552
令和11年度	101	187	1,094	1,382	163	1,545

7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

(1) 都道府県社会的養育推進計画策定要領

① 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

計画期間における里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込みを推計すること。

② 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

都道府県が行うべき里親・ファミリーホームに関する業務の実施体制の構築に向けた計画を策定すること。

(2) 府の現状と整備・取組方針

(府の現状の主な取組み)

・A型フォスターリング機関／B型フォスターリング機関

⇒ A型：里親養育包括支援（フォスターリング）業務を委託

令和3年度までに府内全子ども家庭センター（6か所）管内に設置しています。

⇒ B型：里親支援専門相談員を配置する児童養護施設、乳児院を指定

令和5年度末時点で管内児童養護施設等22か所を指定しました。

B型に対しては、広報啓発費用の補助のほか、新規里親登録数に応じたインセンティブ補助を実施しています。

・養子縁組里親支援機関事業の実施

府内全域を対象区域とし、養子縁組里親の開拓・確保から委託後支援までを、専門性を有する民間団体（里親支援機関）に業務委託し、養子縁組里親制度を推進しています。

⇒ 全管内：公益社団法人 家庭養護促進協会（平成28年度～）

・里親に対する研修等の実施

⇒ 課題別研修の開催（令和5年度：19回）

⇒ フォスターリングチェンジ・プログラムの実施（令和5年度：15名参加）

・全子ども家庭センターに家庭移行推進チームを設置

※課題

・児童の保護者に対して里親制度を理解してもらうことの困難さ、同意の取りづらさ。

・委託可能な里親家庭数の不足。

・児童の心身の状態（重度の虐待を受けており、治療的なかかわりが必要、発達障がい、愛着障がい等）により、専門的ケアが必要な児童については、里親委託が困難。

7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

(整備方針)

①里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

【第4次計画における委託率の考え方】

- ・大阪府における社会的養護を必要とする子どもは、ケアニーズが高く、被虐待経験の割合も高い状況です。
- ・個々の子どもに対する具体的な措置は、アセスメントの結果により子どもの最善の利益の観点から行われるもので、ケアニーズの高さ等により里親による養育が困難な子どもの里親委託を無理にすすめると、里親委託後の不調リスクに直結するため、引き続き、ケアニーズの高い府の要保護児童の受託を念頭に、一定の養育スキルを有する、あるいはその獲得が見込まれる里親のリクルート、調査、登録をすすめることが前提です。
- ・家庭養育優先の理念を前提としつつ、里親や施設が量的には不足していないと想定して、令和4年9月～令和5年8月までの1年間に法第27条第1項第3号の措置をとった全ての児童について、子ども家庭センターが、里親・ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設のうち、里親・ファミリーホームが最も望ましい養育環境であると考えたケースを回答した結果を、国の算式※に当てはめた数値は以下のとおりです。

※国算式：（代替養育を必要とするこども数 －（行動上の課題が重篤なこども等に対して必要な治療や指導等を行うことを目的とする施設（例：児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児入所施設）の入所こども数））× 里親等委託が必要なこどもの割合 ＝ 里親等委託が必要なこども数

	0～2歳	3～5歳	6～17歳	全体
里親等委託率	57.3%	30.3%	25.5%	35.4%

- ・上記数値は、府が目指すべき最終的な目標です。ただし、今後5年間の目標及び取組みを検討していくにあたっては、前回府計画策定と同様に、「不調リスクの防止」「里親支援体制の充実」と併せて検討する必要があります。
- ・また、A型、B型フォスタリング機関のこの間の新規里親確保実績に加え、年齢等の状況によって消除される里親数も加味した上で、実態に即した現実的な目標を設定することが必要です。

7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

【令和11年度末の目標値】

- ・ 里親支援機関によるリクルート

①A型支援機関：6か所×4家庭／年
 (参考実績：16家庭／年)
 ②B型支援機関：29か所×2家庭／年
 (参考実績：8家庭／年)



①A型支援機関→里親支援センター：6か所×6家庭／年
 ※里親支援センターに移行することで運営基盤の安定化を図り、特にリクルートの強化を求めます
 ②B型支援機関：16か所×1家庭／年
 ※実績見合いで目標を修正するが、リクルート活動は継続します

- ・ 里親の消除

前回計画策定時：加味せず ➡ 年平均11家庭の消除（実績ベース）を見込みます

- ・ 里親・ファミリーホームの稼働率

里親等委託率の向上を進めるためには、支援の強化により里親の稼働率を向上させることが重要です。

はぐくみホームの稼働率は、後述の「府の取組み」記載の取組を進めることにより前回計画策定時実績ベース（58%）以上を目標に設定します ➡ 目標60%を見込みます。

ファミリーホームの稼働率も、同様に前回計画策定時実績ベース（67%）以上を目標に設定します ➡ 目標70%を見込みます。

- ・ 現状の委託率と目標値との乖離が最も大きいのが、0～2歳の乳幼児。乳幼児の里親等委託率の向上が、大阪府の里親等委託率の向上につながることも念頭に取組み検討を進めます。

- ・ 上記の考え方にに基づき算定すると、里親等委託率の目標値は26%となります。令和5年度末の里親等委託率の全国平均は25.2%であり、まずは今後5年かけて全国平均を目指すものとし、令和11年度末の里親等委託率の目標値を26%と設定します。

里親等委託児童数	登録里親等数	令和11年度末 里親等委託率目標			
		0～2歳	3～5歳	6～17歳	全体
353	602	54%	27%	23%	26%

(整備方針)

①里親・ファミリーホームへの委託子ども数の見込み等

		現状	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
里親委託率	3歳未満	18.6%	38%	43%	48%	53%	54%	全体での里親登録数が、前述のとおり52家庭/年増加し、11家庭/年減少。更に稼働率も令和11年度目標に向けて毎年度4%ずつ上昇すると想定して機械的に各年度数値を算出したものです。 なお、養子縁組里親については同規模程度で推移を見込みます
	3歳以上学童期未満	18.1%	17%	19%	23%	26%	27%	
	学童期以降	12.2%	14%	16%	19%	22%	23%	
	全体	13.7%	15%	18%	21%	25%	26%	
里親登録(認定)数	養育・専門里親	232家庭	273家庭	314家庭	355家庭	396家庭	437家庭	
	養子縁組里親	61家庭	61家庭	61家庭	61家庭	61家庭	61家庭	
	全体	309家庭	352家庭	395家庭	438家庭	481家庭	524家庭	
里親登録率		33.0%				—	平均受託児童数等の変数が多く、算定困難。稼働率の60%は、府の目標として養育里親委託児童数/養育里親家庭数で単純算出したものです。
里親稼働率		44.3%				60%	
ファミリーホーム数		13				13	従前どおりの体制を維持
里親審査部会の開催件数		11				11	

(整備方針)

②里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

		現状	令和7年度		令和11年度	備考
里親支援センター設置数		0	3	………	6	R6年度より新設。現状のA型フォスタリング機関の状況を踏まえ移行方向。
民間フォスタリング機関の設置数	A型	6機関	3	………	0	
	B型	17機関	16機関	………	16機関	里親支援専門相談員制度の動向を注視しつつ、府では継続方向。
児童相談所里親担当児童福祉司		13人		………	増員	支援家庭数等に応じた職員配置について検討。
法定研修以外の研修回数		21回	24回	………	24回	各支援機関が年4回は研修を実施する想定。
受講者数		232人	人	………	437人	全ての里親が1回は研修に参加する想定。

(府の取組み)

○新規里親確保の促進

- ・里親リクルートの強化

(里親支援センターの設置促進／B型支援機関への支援／乳幼児里親のリクルート強化／府子ども家庭センターの体制強化検討)

- ・広報の効率化

各支援機関にて広報活動を実施していますが、オール大阪でイベントを展開するなど、里親の知名度を上げるための取組みを検討します。

(A型フォスタリング機関、里親支援センターで広報の共有や協力して広報活動を実施)

○里親稼働率の向上

- ・里親支援センター等による保護者支援の強化

(親子面会・交流等への支援強化検討)

- ・未委託里親への支援

(保育所への優先入所にかかる市町村への働きかけ強化、共働き里親家庭に対する支援検討)

○里親及びファミリーホームの養育スキル、里親支援員の専門性の向上。

○実親への里親委託同意促進、実親への同意説明の統一

※今後、上記体制整備を図った上で、種別ごとの新規里親登録数・委託里親数・委託児童数、里親登録に対する委託里親の割合、年に1回でも委託のあった里親数について、毎年度継続して捕捉します。

8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(1) 都道府県社会的養育推進計画策定要領

全ての都道府県において、里親等委託を押し進めることにより生じる施設の必要定員数の減少を踏まえ、安易に定員増を伴う施設の創設を行うことなく、地域のニーズを的確に捉えた上で、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組について以下の①・②について計画を策定すること。

① 施設で養育が必要なこども数の見込み

計画期間における施設で養育が必要なこども数の見込みを推計すること。

② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」（平成30年7月6日付け子発0706第3号厚生労働省子ども家庭局長通知）を踏まえ、代替養育全体の在り方に関する計画を立て、それに基づいて施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画を策定すること。

(2) 府の現状と整備・取組方針

第3次計画において、大阪府内の児童養護施設（25施設）と乳児院（4施設）が策定した「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画」に基づき、以下のとおり小規模かつ地域分散化の見込みを設定しました。（計画詳細は次ページのとおり）

<大阪府における社会的養護の体制整備>【再掲】

目標	令和元年度末時点	令和5年度末時点	計画 令和6年度見込み
児童養護施設 定員数	1,444	1,371	1,346
ユニット箇所数	59	65	83
グループホーム箇所数	33	40	50
乳児院 定員数	172	160	152
ユニット箇所数	9	18	24
グループホーム箇所数	1	0	2

(府の現状の主な取組み)

- ・各施設と協議をしながら、国交付金を活用し、小規模かつ地域分散化について施設整備を実施。
- ・施設における職員配置にかかる拡充について国に要望。
- ・一時保護専用施設は令和5年度末までに3か所整備。
- ・施設の高機能化に向けた養育機能強化のための専門職配置、以下のフォスタリング機関等の事業も各施設と調整の上、実施。
- ・A型フォスタリング機関は、現状4施設が実施。
- ・妊産婦等生活援助事業は、令和6年から1施設が実施。

第9章 都道府県社会的養育推進計画

8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

■各施設における「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画」(R元年度策定)

【児童養護施設】

25施設	現状(令和5年度末)					後期(令和7年度～11年度)					最終(令和11年度～)				
	本体施設 (定員)	本体施設うち(ユニット数/定員)		グループホーム(箇所数/定員)		本体施設 (定員)	本体施設うち(ユニット数/定員)		グループホーム(箇所数/定員)		本体施設 (定員)	本体施設うち(ユニット数/定員)		グループホーム(箇所数/定員)	
		箇所	人数	箇所	人数		箇所	人数	箇所	人数		箇所	人数	箇所	人数
合計	1,131	65	457	40	240	661	118	594	72	432	460	115	460	78	468
	1,371					1,093					928				

【乳児院】

4施設	現状(令和5年度末)					後期(令和7年度～11年度)					最終(令和11年度～)				
	本体施設 (定員)	本体施設うち(ユニット数/定員)		グループホーム(箇所数/定員)		本体施設 (定員)	本体施設うち(ユニット数/定員)		グループホーム(箇所数/定員)		本体施設 (定員)	本体施設うち(ユニット数/定員)		グループホーム(箇所数/定員)	
		箇所	人数	箇所	人数		箇所	人数	箇所	人数		箇所	人数	箇所	人数
合計	160	18	104	0	0	74	14	74	2	12	68	14	68	2	10
	160					86					78				

【合計】

25施設	現状(令和5年度末)					後期(令和7年度～11年度)					最終(令和11年度～)				
	本体施設 (定員)	本体施設うち(ユニット数/定員)		グループホーム(箇所数/定員)		本体施設 (定員)	本体施設うち(ユニット数/定員)		グループホーム(箇所数/定員)		本体施設 (定員)	本体施設うち(ユニット数/定員)		グループホーム(箇所数/定員)	
		箇所	人数	箇所	人数		箇所	人数	箇所	人数		箇所	人数	箇所	人数
合計	1,291	83	561	40	240	735	132	668	74	444	528	129	528	80	478
	1,531					1,179					1,006				

第9章 都道府県社会的養育推進計画

8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(3) 府の取組み方針 (整備方針)

		現状	・・・	令和11年度	備考	
小規模かつ地域分散化した施設箇所数、入所児童数【児童養護施設】	グループホーム箇所数	40	・・・	72	代替養育が必要となる子どもの受け皿確保を念頭に、前回計画策定時の各施設家庭養護推進計画（～R11年度）数値。	
	グループホーム定員	240	・・・	432		
小規模かつ地域分散化した施設箇所数、入所児童数【乳児院】	グループホーム箇所数	0	・・・	2		
	グループホーム定員	0	・・・	12		
養育機能強化のための事業の実施施設数		23	・・・	29		全児童養護、乳児院で実施を想定。
養育機能強化のための専門職の加配施設数、加配職員数	加配施設	29	・・・	29		
	加配職員	90	・・・	90		
一時保護専用施設の整備施設数		3	・・・	—	事業活用状況を見て継続的に検討	
児童家庭支援センターの設置施設数		1	・・・	—	今後、子ども家庭センター所管面積や交通利便性を踏まえ、地域に密着した専門性の高い相談対応等の課題がある場合に、当該地域への設置を検討。	
里親支援センター、里親養育包括支援（フォスターリング）事業の実施施設数	里親支援センター	0	・・・	6	目標値の6は支援センターの設置箇所数	
	里親養育包括支援事業	4	・・・	—	A型里親支援機関実施数	
妊産婦等生活援助事業の実施施設数		1	・・・	—	事業活用状況を見て継続的に検討	
市町村の子育て短期支援事業を委託されている施設数（ショートステイ事業利用）		28	・・・	29	全児童養護、乳児院で実施を想定。	

(取組方針)

- ・ 施設の人材確保・育成等の状況も踏まえた施設の小規模化かつ地域分散化促進
- ・ 施設の養育機能強化のための職員配置にかかる国への要望及び専門職の配置促進
- ・ 施設内インケアにおける養育力向上に向けた支援の検討
- ・ 職員確保に対する効果的な支援の検討

9 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

(1) 都道府県社会的養育推進計画策定要領

① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

都道府県における家庭養育優先原則を徹底し、パーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの在り方を検討した上で、必要な体制構築に向けた取組を進めること。

② 親子関係再構築に向けた取組

「親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン」を踏まえ、都道府県が推進役となり、こどもの意見・意向を丁寧に把握・尊重しながら、重層的・複合的・継続的な支援が行える体制を構築するため、具体的な取組について計画を策定すること。

③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

特別養子縁組等の支援体制の構築に向けた計画を策定すること。

(2) 府の現状と整備・取組方針

(府の現状の主な取組み)

① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

・府では各子ども家庭センターに家庭移行推進チームを置き、特に就学前の児童に対する支援を強化しています。また、家庭養育優先原則に基づき、児童のアセスメントや里親マッチング検討を実施しています。

② 親子関係再構築に向けた取組

・子ども家庭センターにおける令和5年度の保護者支援プログラムの実施件数は、CRC親子プログラム（13件）、「安心感の輪」子育てプログラム（3件）、MY TREEペアレンツ・プログラム（7件）、ファミリーカウンセリング（4件）等。
・児童相談所職員を対象に、家族再統合支援事業周知研修を毎年度実施しています。

③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

・児童相談所を通じた特別養子縁組成立件数は、令和5年度で7件。
・民間あっせん機関を通じた特別養子縁組成立件数は、令和5年度4件（児童福祉法に基づく居住自治体への縁組成立の届出件数）。
・特別養子縁組等に関する研修について、新任の里親担当児童福祉司の研修を毎年度継続的に実施しています。
・特別養子縁組適格にかかる、子ども家庭センター所長の家庭裁判所申立については、6センターが参加する事例検討会議において、事例を蓄積し、適切に家庭裁判所への申立が行えるよう体制を整備しています。
なお、特別養子縁組適格にかかる子ども家庭センター所長による家庭裁判所への申立については、子ども家庭審議会児童措置審査専門部会に諮問し、その妥当性にかかる答申や、専門的助言を得ています。
・特別養子縁組にかかる支援体制として、特別養子縁組専門の民間フォスタリング機関に包括的支援を委託しています。

9 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

(整備方針・取組方針)

② 親子関係再構築に向けた取組

- ・各支援プログラムを引き続き実施します。

ただし、いずれも個別にアセスメントの上、保護者の主体性を尊重し、プログラムを実施しているため、将来的な目標として実施件数を設定することは困難です。

子どもと保護者が安心して地域で生活できるよう、市町村をはじめ、親子にかかわる多様な機関や、地域の理解を促進します。

施設等からの家庭復帰にあたっては、施設等の親子関係再構築支援にかかるノウハウを積極的に活用する等、施設や里親との連携を推進します。

③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- ・特別養子縁組適格性は適切に判断します。
- ・特別養子縁組について、府所管の民間あっせん機関は令和6年10月現在ありません。
- ・特別養子縁組等に関する研修は、里親担当児童福祉司の研修として、毎年度新任の里親担当児童福祉司に継続的に実施します。
- ・実親への同意説明の統一（（8）再掲）

※今後、上記体制整備を図った上で、保護者支援プログラム等に関する研修の実施回数やライセンス取得数、保護者支援プログラム等の実施件数、児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数、特別養子縁組等の相談支援件数について、毎年度継続して捕捉します。

10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(1) 都道府県社会的養育推進計画策定要領

① 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

自立支援を必要とする社会的養護経験者等の数の見込みを推計するとともに、実情把握に向けた計画を策定すること。

② 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

児童自立生活援助事業について、年齢要件等の弾力化が行われたほか、社会的養護経験者等が相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びに関係機関との連絡調整等を行う社会的養護自立支援拠点事業が創設されたことを踏まえ、これらの事業の実施を含めた社会的養護経験者等の自立支援体制の強化に向けた計画を策定すること。

(2) 府の現状と整備・取組方針

(府の現状の主な取組み)

- ・ 児童自立生活援助事業の実施については、随時調整を実施。
- ・ 社会的養護自立支援拠点事業について、令和6年度から大阪市・堺市と連携して開始。

※注) I型: 従来の自立援助ホーム
II型: 児童養護施設等の施設に設置されるもの
III型: 里親・ファミリーホームに設置されるもの

(整備方針・取組方針)

		現状	R7	R8	R9	R10	R11	備考
自立支援を必要とする社会的養護経験者等見込み*1		10	20	22	23	24	24	現状はR5年度自立生活援助事業の活用状況。R7以降は、年齢要件弾力化等を考慮し、R5実績をもとに、継続的な支援が必要な人数を上乗せしたうえで、人口推移に基づき試算。
児童自立生活援助事業※ 入居人数	I型	36	—	—	—	—	54	I型はR4年度に府が実施した整備必要量調査に基づく整備目標数値見込。 II、III型は上段*1数値合計に基づくもの。
	II型	—	20	17	18	24	24	
	III型							
社会的養護自立支援拠点事業整備箇所数	拠点事業	1	—	—	—	—	—	R6年度新設であり、今後の需要や情勢を踏まえて、効果的な運用も含めて検討

- ・ 児童自立生活援助事業実施の促進（府の子どものケアニーズも踏まえたI型の新規開設検討、II・III型の実施促進）
- ・ 社会的養護自立支援拠点事業の継続、必要に応じた機能強化
- ・ 社会的養護経験者等の実情把握について、自立支援拠点事業の枠組みで検討

第9章 都道府県社会的養育推進計画

11 当事者であるこどもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等)

(1) 都道府県社会的養育推進計画策定要領

令和4年改正児童福祉法において、措置の実施及び措置実施中の処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会等による調査審議・意見具申が行われるようにすることその他の方法により、こどもの権利擁護に係る環境整備が業務に位置付けられた。

(2) 府の現状と整備・取組方針

(府の現状の主な取組み)

- ・意見表明等支援事業について、令和2年度からノウハウを有する民間団体に委託し、モデル事業を実施しました。現在、複数の児童養護施設の他、府一時保護所でも実施しています。
- ・措置の実施及び措置実施中の処遇に対する意見聴取等措置について、令和6年4月から実施しています。また、子どもの権利擁護に係る環境整備として、児童福祉審議会である府子ども家庭審議会に子どもの意見表明等支援委員会を設置しました。一時保護や新規措置等による新たな対象児童及び入所措置中の児童に対して、令和6年度、順次児童面接時に制度の説明をしています。
- ・家庭を離れて施設や里親家庭で生活する子どもが自身の権利について十分理解し、困りごとを相談できるよう、子どもが利用できるハガキとともにまとめた「子どもの権利ノート」を活用しています。
- ・子ども家庭センター担当児童福祉司、児童心理司による施設・里親等の訪問、子どもとの面接。

(整備方針・取組み方針)

<代替養育を必要とする子どもにおける事業を利用可能な子ども数と割合の目標>

	現状	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	備考
事業を利用可能な子ども数(人)	144	244	344	444	544	644	事業展開に向けて必要な意見表明等支援員(アドボカシーを実施する者)確保について、毎年度10名程度を想定。 現状の施設等訪問状況を踏まえ、1施設(府所管施設平均定員50名)訪問拡大には5名程度新規の意見表明等支援員が必要。各年度2施設100名の児童への新規訪問拡大を目標と設定。
事業を利用可能な子ども割合(%)	9.0%	15.5%	22.0%	28.5%	35.1%	41.7%	

11 当事者であるこどもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等)

＜子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数＞

- ・関係職員に対する権利擁護に関する研修・啓発プログラムの実施回数について、令和5年度9回実施。
子ども家庭センター向け研修、施設職員向け研修のほか、事業新規実施施設を毎年度2か所と想定して、今後も同程度回数を継続して実施します。
- ・上記研修等の受講者について、令和5年度実績は264人。今後も、上記同様、同程度規模を継続して実施します。

＜子どもの権利擁護にかかる確認体制の整備＞

- ・意見表明等支援事業に関する子どもの認知度・利用度・満足度については、意見表明等支援事業の実施時にアンケート等を実施します。
- ・措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度や日頃から意見表明ができる子どもの割合、満足度については、子ども家庭センターの施設訪問調査時児童に確認します。
- ・令和6年度より児童福祉審議会である大阪府子ども家庭審議会に、「子どもの意見表明等支援委員会」を設置しています。
- ・また、府の社会的養育体制整備にかかる基礎となる本計画策定にあたっては、社会的養護当事者の参画のほか、子どものヒアリング・アンケート等による意見聴取を実施します。

※今後、上記体制整備を図った上で、子どもの権利擁護に関する取組に係る子ども（措置児童等）本人の認知度・利用度・満足度、意見表明等支援委員会への意見申立件数等を毎年度継続して捕捉します。

(取組方針)

- ・より多くの児童養護施設等への意見表明等支援事業の展開を目指します。
- ・意見表明等支援事業未実施種別への展開を検討します（児童心理治療施設、児童自立支援施設、障がい児入所施設、里親等）。
- ・現在委託する民間事業者に対して、意見表明等支援事業の実施と合わせて、意見表明等支援員の確保・養成も合わせて委託中です。今後も継続して、意見表明等支援員の計画的な確保・育成に取り組みます。
- ・意見表明等支援事業における児童へのフィードバックについては、意見表明先（施設や子ども家庭センターケースワーカー等）から実施しています。そのため、研修や啓発プログラムを通じた児童相談所職員や施設職員等関係者への周知と理解醸成に継続的に取り組みます。

12 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

(1) 都道府県社会的養育推進計画策定要領

支援を必要とする妊産婦等に対しては、子育て世帯訪問支援事業等をはじめとする家庭支援事業による支援のほか、妊産婦等生活援助事業により、相談支援をはじめ、居住等による食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜の供与、個別支援計画の策定、産科・医療機関や行政手続、就労支援機関への同行支援など、支援の入口から、妊産婦等との関係を築きながら、ニーズに応じた支援を包括的に提供する必要がある。

(2) 府の現状と整備・取組方針

(府の現状の主な取組み)

- ・令和6年度から妊産婦等生活援助事業を乳児院1か所にて開始しています。
- ・助産施設の設置数 ⇒府所管16か所
- ・市町村児童福祉担当課職員を対象としたスキルアップ研修において、特定妊婦への支援をテーマに講義を実施しています。
⇒(令和5年度実績)30市町66人が受講
- ・市町村母子保健担当者向けに児童虐待防止にかかる研修を実施しています。
⇒(令和5年度実績)42市町村延165人が受講

(整備方針・取組方針)

- ・妊産婦等生活援助事業の実施事業所数 ⇒府所管1か所(乳児院1か所)
現行の事業所における取組の強化に取り組みます。今後の新たな整備については、事業利用状況等を踏まえて検討します。
- ・特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数、受講者数
⇒上記スキルアップ研修、市町村母子保健担当者向け研修について継続的に実施します。
全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する市町村こども家庭センター統括支援員向けの実務研修を実施します。

第9章 都道府県社会的養育推進計画

13 母子生活支援施設の活用について

(1) 都道府県社会的養育推進計画策定要領

母子生活支援施設は、社会的養護関係施設で唯一、母子が分離せずに入所し、安心・安全な環境で母子が同居しながら支援を受けることができるという強みを活かし、親子分離を防ぐための予防的支援から措置解除後の親子関係再構築支援まで幅広い活用可能性がある。こうした特性を踏まえ、各都道府県においては、DV被害に限らず、虐待、ネグレクト、障害、親子関係の問題、生活困窮、不安定な住環境など様々な生活上の困難を抱える母子に対する支援を行うことができる施設として、市区町村に対して幅広く活用を促すとともに、母子生活支援施設における人材育成の支援など体制整備についても検討すること。

従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念とともに、令和4年改正児童福祉法により、家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等を支援するため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業を制度に位置付けたことも踏まえ、そのニーズに応じて利用されるよう改めて周知する。

(2) 府の現状と整備・取組方針

(府の現状の主な取組み)

・令和6年2月に大阪府社会福祉協議会母子施設部会と共同で、府内母子生活支援施設の実態調査を実施（令和5年4月1日時点）

<入所理由>（※複数回答あり。総数254）

配偶者等（夫・前夫・内夫）からの暴力	親族からの虐待	生活困窮	住居なし・住居困難	養育困難	ストーカー被害	家庭環境不良
148	11	24	46	9	1	15

<医療的ケアを必要とする世帯>

	通院	うち同行支援	心理療法	服薬
母 (210人)	87人 41.4%	26人 12.4%	84人 40.0%	73人 34.8%
子 (340人)	53人 15.6%	24人 7.1%	74人 21.8%	31人 9.1%

（上段：人数／下段：母子ごとの全入所数に対する割合）

(整備・取組方針)

- ・DV被害に限らず、虐待リスク、障がい特性による課題、親子関係の問題、生活困窮、不安定な住環境など様々な生活上の困難を抱える母子に対する支援を行うことができる施設として、府と施設が協働して市町村に周知をしていきます。
- ・支援が必要となる状態像の者が一定数存在する中、児童養護施設等と比較して職員配置基準が少ない状況です。また、通院・服薬等の医療的ケアを必要とする入所者が多いことから、引き続き、職員配置全体や医療職配置について国に要望していきます。

14 障がい児入所施設における支援

(1) 都道府県社会的養育推進計画策定要領

障害児入所施設においても、被虐待児童が一定割合生活している。障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行う必要がある。

(2) 府の現状

(府の現状の主な取組み)

- ・ 障がい児入所施設への入所については、平成18年より契約制度が導入されていますが、保護者が不在であることが認められる場合や保護者の虐待等により入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難な場合等で、子ども家庭センターにおいて措置が適切であると判断した場合は、措置制度に基づく入所となります。
- ・ 大阪府では、令和6年度当初現在、6か所の福祉型障がい児入所施設を指定しており、当該6施設における入所児童のうち、措置入所は令和6年7月時点で約79%となっています。
- ・ なお、上記のうちでユニット整備を実施している福祉型障がい児入所施設は、令和6年7月時点で2施設であり、ユニットにおける定員は115人です。

(今後の取組み)

- ・ 引き続き、障がい児入所施設等と連携し、個々の障がい児のニーズに応じた適切な支援を行っていきます。
- ・ 令和6年4月に施行された改正児童福祉法において、障がい児入所施設に入所している児童の移行調整の責任主体が都道府県等であることが明確化されたことを踏まえ、入所児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるようにするため、子ども家庭センターを中心に、市町村その他の関係者との連携及び調整を行います。

15 社会的養育を担う分野にまたがる取組み(人材確保・育成)

(1) 社会的養護を担う人材の確保・育成の必要性について

- ・社会的養護を担う各施設では、地域分散化や高機能・多機能化を進めています。そのため、大舎制で運営していた時と比較して、より多くの職員配置が必要となっています。加えてケアニーズの高い児童を養育することが求められる中、社会的養護を担う人材は、その数及び専門性いずれも、家庭的養育と高機能化の両立のためこれまで以上の水準を求められています。
- ・一方で、施設における人材の確保・定着は決して十分な状況とは言えません。施設における平均勤続年数は全産業と比較しても短く、離職者数割合も少なくない状況です。本計画策定にあたり、府が実施した施設ヒアリングでも、多くの施設から職員確保、育成（離職者の多さ、中堅職員の不在、職員の力量の低下）が課題として挙げられました。また、施設によっては、求人に対して、実際に入職した職員数が下回る状況も発生しています。引き続き、府と関係機関が連携して、社会的養護を担う人材を確保・育成していくことが求められています。

【参考：令和5年度実施 大阪府所管施設における職員雇用等の状況調査】

施設種別	平均勤続年数	離職者数割合
乳児院	9.4年	11.6%
児童養護施設	8.8年	13.5%
児童心理治療施設	8年	9.1%
母子生活支援施設	7.1年	13.3%
全体合計	8.8年	12.4%
全産業平均	17.3年	11.8%

※基準年度は令和4年度。府所管施設に対する任意調査。全産業平均は、令和4年雇用動向調査より抜粋

【参考：令和5年度実施 大阪府所管施設ヒアリング】

職員に関する課題*	該当ありとした施設の割合
課題なし	10%
入職希望者がいない/少ない	28%
経験年数が浅い職員の退職	41%
中堅職員の退職/不在	34%
職員の処遇力の低下	24%
休職者の増加	7%

*非構造化ヒアリング（重複あり R5年府所管の乳児院・児童養護施設に実施

(2) 府の現状と取組方針

(府の現状の主な取組み)

- ・就職を希望する学生等に対する「児童養護施設等実習生受入・就職促進事業事業」を実施しています。施設横断での実習実施や、新規入職予定者のトライアル雇用を行っています。
- ・各施設においてスーパーバイズを担う基幹的職員の養成研修事業を実施しています。

(整備方針)

- ・施設内インケアにおける養育力向上に向けた支援の検討
- ・職員確保に対する効果的な支援方策の検討

16 社会的養育を担う分野にまたがる取組み(その他の社会的養護施設)

■児童心理治療施設

- ・家庭環境やその他環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行う施設です。
- ・府所管の施設は3施設あり、定員合計は147人。また、うち1施設は通所機能を有し、その定員は10人です。
- ・前述の府新規措置児童ニーズ調査において、少なくとも1年間で10人以上の子どもが、児童心理治療施設の入所ニーズがありながら満床等の状況によって他の種別(児童養護施設等)に措置されています。社会的養護における児童のケアニーズが高い府の状況にあって、本施設への入所ニーズは高く、今後も継続的に定員等にかかる検討が必要です。

■府立児童自立支援施設※

※児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援等する施設です。

大阪府所管では府立の以下2施設が存在しており、引き続きそれぞれの役割を果たしていく必要があります。

①修徳学院

- ・定員120人の児童自立支援施設。専門性を持った夫婦職員が各寮舎において児童と共に生活をして関係を築く、小舎夫婦制を基本とした小集団ケアを実施しています。
 - ・非行行動に加え、様々な背景やニーズのある小学生～中学生までの子どもを支援しています。
 - ・令和5年度現在、入所児童のうち、被虐待児童が約9割、発達障がいや知的障がいの子ども(疑いを含む)が約5割、性問題を抱える子どもが約5割、また、他の施設からの措置変更の子どもも約2割となっています。
- かつてと比較し、家庭環境上の理由により生活指導等を必要とする子どもの割合が、相対的に増加してきており、高度な支援を必要とする子どもの受け皿としての役割を果たしています。

②子どもライフサポートセンター

- ・定員30人の児童自立支援施設。社会的養育を必要とする中学校卒業から概ね18歳までの子どもに対し、集団生活を通して、生活支援に加え、心理的ケアや学習支援、自立支援を組み合わせ、支援しています。
- ・また、施設定員のうち10人程度のスペースについては、施設不適応や在宅で緊急対応が必要な子どもの短期入所を行う専用ゾーンとし、ケアニーズに合わせた支援を実施しています。短期入所支援中の行動観察・行動分析のフィードバック等を通じて、民間施設に対するスーパーバイズを実施する機能も有しています。
- ・令和2年から令和4年の間に入所していた子どものうち、精神科への通院歴がある子どもは6割を超えます。また、他の施設において施設不適応を経験して入所に至った子どもも6割を超えており、修徳学院と共に高度な支援を必要とする子どもの受け皿としての役割を果たしています。

17 府内の都道府県社会的養育推進計画(大阪市、堺市、豊中市)について

調整中

18 当事者である子どもの意見について



調整中